

能代市都市計画マスタープラン及び能代市立地適正化計画策定委員会

－ 第6回委員会の意見および対応 －

(1)「第5回策定委員会以降の意見および対応」について

No.	意見等	対応
1	市の HP に説明動画をアップし（ユーチューブにもアップ）、パブリックコメントを進めたことは、従来の方法を越えた取組みといえる。但し、意見書提出がなかった。 直接の権利制限等を伴う性質の計画ではないため、市民等の関心の薄いことは仕方ないが、どの程度の周知であるかはチェックが必要であろう。例えば、ユーチューブでは視聴が 112 回となっているが、市民によるものか、事業者はどの程度か？あるいは、他県の研究者等によるものなのかの分析ができないだろうか。 また、いきなりの 40 分強の動画では、なかなかとつきにくい。今後は、例えば、5 分バージョン等が併存していればよいのではないだろうか。	いただいたご意見は、今後のパブリックコメントの実施や周知の程度を検証する方法の参考とする。 なお、YouTube について、視聴者がアカウント登録者であれば、地域や年齢の情報を把握することが可能である。しかし、今回の視聴者は全てアカウント登録者ではなく、属性情報は得られなかった。
2	【87 ページ、4-2. (5) ・ 5 点目】 変更後の立地するの後の要配慮者利用施設等の表現ですが、もう少し解りやすい表現、例えば「社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設等に於いては」といった表現で一般的に聞きなれない要配慮者利用施設とは何か説明的な文面にしてはどうだろうか。	本計画において「要配慮者利用施設」が最初に出てくる 86 ページ、4-2. (1) ・ 6 点目を、以下のとおり修正する。 ・ <u>社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設</u>や重要な公共施設等を保全対象とし、土石流や急傾斜地崩壊、地すべりの兆候のある箇所等について、重点的に土砂災害対策施設の整備を促進します。

No.	意見等	対応
3	【87 ページ、4-2. (5) ・ 5 点目】 将来を見据えた計画であるという観点から、避難確保計画の作成を促進より、「避難確保計画の作成と市長への報告・避難訓練の実施等の義務化に向けた」というようなもう 1 段階ランク上げ下重点事項にできないか。	要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務化されている。（水防法、土砂災害防止法） そのため、以下の箇所を修正する。 【87 ページ、4-2. (5) ・ 5 点目】 ・津波や洪水等の浸水が想定されている地域に立地する要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成<u>および訓練の実施</u>を促進します。
4	【87 ページ、4-2. (5) ・ 5 点目】 水防法に「避難確保計画の作成」に加えて「訓練の実施」が義務づけられていますので、実効性の確保のため『避難確保計画の作成ならびに訓練の実施を促進します。』と追記いただいた方がよろしいかと思われます。	【145 ページ、1-4. 表中下から 2 点目】 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成<u>および訓練の実施</u>支援 【204 ページ、5-5. 表中最終行】 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成<u>および訓練の実施</u>支援
5	【163 ページ、3-2. (2) ・ ◆ 4 ・ 5 点目】 「ー」へのイメージの問題かと思います。個人的な意見としては、変更前のほうが解りやすい気がします。	都市計画審議会において、「将来的に二ツ井地域に無くても良い機能と捉えられる可能性がある」との指摘を受け、事務局としても、そのような可能性は排除すべきであると考えている。 そのため、現案のとおりとする。
6	【88 ページ、5-2. (2) ・ 3 点目】 「水道未普及地域の解消や簡易水道等の統合など、水道の整備について検討します。」とありますが、能代市水道事業では、過去において二ツ井地域を含む市内全域を対象とした「水道等整備計画」を策定し、以降、水道未普及地域の解消、簡易水道の統合など、上水道等の効率的かつ計画的整備を実施していると認識しています。 ご提示の方針・取組の追加は、内容的に間違いではありませんが、策定済みの水道等整備計画に一切触れていないことから、この表現でよいのでしょうか。 （同整備計画が廃止されたのであれば別ですが。）	水道等整備計画は、平成 30 年で計画期間が終了している。 そのため、現案のとおりとする。

(2) 計画内容について

No.	意見等	対応
1	●計画内容について 本計画の主要な検討事項であった国道7号等の土地利用方針について、委員会委員の意見と市当局とのやりとりの中で、p.69の「2) 沿道商業・業務地」の記述となった。特に「能代東I.C.周辺の開発動向を踏まえた建物用途の制限のあり方などについて研究・検討を進めます。」については、開発動向を注視し、制限導入のタイミングを逸しないようにすべきと考える。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とする。 なお、実現化方策において、実施予定時期を「短期」としている施策であり、ご意見をいただいたとおり、タイミングを逸することなく検討を行うことが重要との認識である。
2	●実現化方策 各主要施策について、一つずつ実施予定時期を3期別に示したことで、施策実施の具体性が向上したと思われる。	—
3	●防災指針 災害リスクは、即地的かつ丁寧に分析されており、それを受けての防災まちづくりの取組み方針は、よくできていると思う。	—
4	●立地適正化計画の運用 各誘導区域の設定はできたが、区域設定と国の制度支援だけでは、p.53の図に示す能代市の拠点形成は進まないであろう。今後は、 ・計画の周知 ・「届出・勧告」制度の運用をサポートする内規等の設定 ・誘導に向けた独自支援策 をフォローアップ作業として取り組む必要があるだろう。	いただいたご意見は、計画を運用していく際の取組の参考とする。

No.	意見等	対応
5	【87 ページ、4-2. (3) ・ 1 点目】 87 ページ (3)。災害時における孤立予防やリダンダンシー機能の確保ですが、多重性を考えると一概に迂回路の確保では言葉足らずな気がします、リダンダンシー機能という言葉が一般的な表現としては解りづらいのでは。例えば、リダンダンシー機能（道路ネットワークの多重化）としたほうが解りやすいかと思います。	87 ページ、4-2. (3) ・ 1 点目の内容を、以下のとおり修正する。 ・道路整備にあたっては、災害時における孤立予防やリダンダンシー機能（<u>多重性・代替性</u>）の確保といった観点も考慮しながら、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
6	【87 ページ、4-2. (3) ・ 1 点目】 地域経済の維持という観点からも、企業のサプライチェーン寸断を防ぐため、道路ネットワークの多重化（リダンダンシー）を図るという表現があっても良いのでは。	災害に強い道路ネットワークの構築に向けては、輸送路や避難路、代替路の有無、防災拠点や産業拠点等との配置関係など、様々な要素を考慮し、整備や改良等を実施していく。 そのため、ご指摘の内容のみを特出して表現することは行わないこととする。
7	豪雪地帯を抱える秋田県ではありますので、あらゆる雪害を想定した都市施設設備の必要性にも触れるべきでは。中心市街地の融雪側溝整備なども施設整備に盛り込んではいかがか。	87 ページ、4-2. (3) ・ 3 点目に、「道路の雪害対策の推進に向け、…」を記載しており、現案のとおりとする。